**新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯への国民健康保険税の減免について**

**について**

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯について、国が定める基準に基づき国民健康保険税の減免を受けることができます。

**【対象となる年度】**

　令和元年度、令和２年度

**【対象となる期間】**

**令和２年２月１日から令和３年３月31日まで**の間に納期限が設定されているもの

（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）

**【対象となる世帯】（※１又は２に該当する世帯）**

　１　新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病※１を負った世帯

　２　新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の(1)から(3)までの全てに該当する世帯

(1)主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、令和元年分の当該事業収入等の10分の3以上

(2)主たる生計維持者の令和元年分の合計所得金額が1,000万円以下

(3)主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年分の所得が400万円以下

　※１重篤な傷病とは、１ヵ月以上の治療を有する場合など症状が著しく重い場合。

**【減免の割合】**

１　上記の１に該当する場合　…　全額免除

２　上記の２に該当する場合　…　表１で算出した対象保険税額に表２の減免割合を乗じた額

＜表１＞

|  |
| --- |
| 対象保険税額　＝　（Ａ）×（Ｂ）÷（Ｃ） |
| （Ａ）：世帯の保険税額  （Ｂ）：主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和元年分の所得額  （Ｃ）：主たる生計維持者及び世帯内の全被保険者の令和元年分の合計所得金額 |

※（Ｂ）÷（Ｃ）は、主たる生計維持者の所得が世帯全体に占める割合。

＜表２＞

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる生計維持者の  令和元年分の合計所得金額 | 減免割合 |
| 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業※１の場合 | 10分の10 |
| 300万円以下であるとき |
| 400万円以下であるとき | 10分の8 |
| 550万円以下であるとき | 10分の6 |
| 750万円以下であるとき | 10分の4 |
| 1,000万円以下であるとき | 10分の2 |

　※１主たる生計維持者の失業のうち、会社都合等による退職により、「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」に該当する方につきましては、前年の給与所得を100分の30とみなして計算を行う軽減制度の対象となり、減免の対象外となります。

**【必要書類等】**

　１　国民健康保険税減免申請書

　２　国民健康保険税減免に係る事業収入等申告書

３　事業収入等の減少を証明する書類

　　（※令和元年分及び令和２年分の売上帳簿、給与明細書などで、事業収入等のいずれかの減少額が10分の3以上となることを証明できる書類）

　４　医師の診断書（※主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合）

**【留意事項】**

　１　主たる生計維持者とは、原則、住民票上の世帯主となります。世帯主の国民健康保険の加入の有無は問われません。

　２　住民票上の世帯主と主たる生計維持者が異なる場合、国民健康保険法施行規則第１０条の２によって届出を提出することで変更できる可能性があります。

３　資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和２年１月以前分の保険税の納期限が令和２年２月１日以降に設定されている場合については、本来の異動日に応じて適切な時期に期割計算を実施した場合の保険税が対象保険税となります。

４　比較する前年所得が無い場合は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少として比較できないため減免の対象外となります。

**【減免決定後の注意点】**

　１　事業収入等の減少の見込みについて、「申請日時点で令和元年分より３割以上減少する見込みであること」を見込みで決定するものです。減免の決定後、虚偽の申告等が発覚した場合は、減免の全部又は一部を取り消すことがあります。

**【例】**

　１　主たる生計維持者の給与所得のみの世帯の場合

　　・被保険者　世帯主、妻

　　・世帯所得　世帯主200万円

　　　（表２世帯主の前年所得が

・年税額　　262,000円

　　・計算式

　　　・対象保険税額　＝　262,000円×2,000,000円÷2,000,000円

　　　・減免額　＝　262,000円×10/10

　　　∴262,000円

　２　主たる生計維持者と妻の給与所得がある世帯の場合

　　・被保険者　世帯主、妻

　　・世帯所得　世帯主200万円、妻200万円

・年税額　　432,000円

　　・計算式

　　　・対象保険税額　＝　432,000円×2,000,000円÷4,000,000円

　　　・減免額　＝　216,000円×10/10

　　　∴216,000円

　３　主たる生計維持者の事業所得と妻の給与所得がある世帯の場合

・被保険者　世帯主、妻

　　・世帯所得　世帯主400万円、妻200万円

・年税額　　602,000円

　　・計算式

　　　・対象保険税額　＝　602,000円×4,000,000円÷6,000,000円

　　　・減免額　＝　401,333円×8/10　＝　321066.4

　　　∴321,100円